

令和6年度沖縄地方最低賃金審議会
第3回沖縄県最低賃金専門部会議事録

- 1 開催日時 令和6年7月31日(水) 15:26~17:35
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室(2階)
- 3 出席者
 - 公益代表委員 2名(上江洲純子、西村オリエ 敬称略)
 - 労働者代表委員 3名(石川修治、知花優、照喜名朝和 敬称略)
 - 使用者代表委員 3名(佐久本和代、田端一雄、津波古透 敬称略)
 - 事務局 4名(岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、嘉数賃金指導官)
- 4 議題
 - (1) 参考人意見聴取
 - (2) 令和6年度事業場実地視察結果報告
 - (3) 令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果
 - (4) その他
- 5 配付資料
 - (1) 意見聴取の実施についての要請及び沖縄県最低賃金の決定に関する意見書(沖縄県労働組合総連合議長 穴井輝明)
 - (2) 令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果及び未満率、影響率
 - (3) 労働者側参考人意見聴取 (概要)
(公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会 事務局長代理 平良有輝氏)

第3回沖縄県最低賃金専門部会（議事録）

崎原賃金室長

少し定刻より早いのですが、これより「令和6年度沖縄地方最低賃金審議会 第3回沖縄県最低賃金専門部会」を始めさせていただきます。

委員の皆様、引き続きよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の専門部会の各委員の出欠の状況でございますが、公益委員が2名、労働者側委員3名、使用者側委員が3名でございます。最低賃金審議会令第2条により沖縄労働局の委員の定数は9名でありますので、本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

それでは、議事進行につきましては、上江洲部会長代理にお願いいたします。

上江洲部会長代理

皆様、こんにちは。先ほどからご一緒の方もいらっしゃいますが引き続きよろしくお願いいたします。

では、これより第3回沖縄県最低賃金専門部会を開催したいと思います。

まず本日の、議事録署名人ですが、労側委員は、石川委員、使側委員は、津波古委員によるよろしくお願いいたします。

（2名挙手し了承）

上江洲部会長代理

それでは、はじめに、本日の議題1について、参考人聴取ということですがけれども、事務局から説明をお願いします。

崎原賃金室長

はい。第1回の専門部会において、7月1日から16日まで公示しておりましたが、関係労働者及び関係使用者からの意見聴取に関しまして、沖縄県労働組合総連合議長から意見書の提出があり、意見陳述も希望されております。資料の1ページから3ページに付けております。

本件の取り扱いにつきましては、先ほど開催されました第2回本審にてこの当専門部会に一任されましたので、つきましては、専門部会においてお諮りいたします。

上江洲部会長代理

ただ今、事務局から説明がありましたけれども、こちらで決めるということですが、意見陳述について、お受けすることについて、異論等はありませんか。大丈夫でしょうか。できればお受けしたいなど。こちらにもいらっしゃるということなので、お受けしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(特に異議なし)

上江洲部会長代理

それでは、陳述をお受けしたいと思いますので、早速ではございますが、意見陳述をお願いしたいと思います。参考人席へお願いいたします。

(事務局が穴井氏を参考人席に誘導し着席)

上江洲部会長代理

それでは、先ほど事務局より説明もありました。資料もお手元にあるかと思います。沖縄県労働組合総連合議長の穴井さんより陳述をお願いしたいと思います。

傍聴されているので、当審議会、専門部会についてはご存じかと思いますが、まず、私ども正面に座っておりますのが公益委員の2名となります。それから穴井さんの方から向かって左手の方が労働者側委員3名となります。そして右手の方が使用者側委員の3名となります。構成としては計9人ということになります。

それではよろしくをお願いします。

穴井参考人

はい。私は沖縄県労働組合総連合で議長をしております穴井と言います。昨年も意見陳述をさせていただいたんですけれども、今年も再度賃金の格差是正を、沖縄の貧困を解消するためにぜひ1,500円の最低賃金としていただきたいということで意見陳述をさせていただきたいと思います。

最低賃金法では、地域別最低賃金ですね、生計費等を考慮して定めなければいけないというところなんですけれども、先ほどのビデオメッセージでありましたけれども、今回は生計費を重視するというのも小委員会の方で議論されたということなんですけれども、まあ、目安の方が50円ということになっています。これでは到底生活改善には結びつかないというふうに考えています。

また沖縄では中小企業が99.9%を占めるという中で、やはり企業にとっては50円という賃上げであっても「厳しい」という企業はあると思いますし、経営者の心情はあると思います。

しかし、沖縄から貧困と格差をなくすためには、最低賃金を1,500円以上にしなければならないというふうに思います。

そのために企業へ実効ある支援をする必要があるというふうに思います。

理由のところの1番は先ほど述べました。

2番のところ、2020年、ちょうどコロナの流行が始まったときくらい、6月くらいに最低賃金のアンケートの発表をしました。その時に、那覇市在住の独身男性で、1,642円、女性で1,662円必要であるという結果が出ました。

これはただ単に希望を述べただけでなくて、実際にどういう暮らしをしているか、どういう持ち物を持っているか、こういったマーケットバスケット方式という詳細な調査をした結果です。例えば、服を何着持っているか、靴をいくつ持っているか、皿はいくつあるか、冷蔵庫はどのくらいの価格の冷蔵庫があるかなど調べました。また生活実態調査として月に友達とどれくらい食事に行きますか、とか、映画に行きますかとか、旅行に行きますかとか、そういったものを勘案して出されたのがこの金額です。

ですから、これは8時間働いて普通に暮らせる賃金、憲法で述べる最低限度の生活をするために必要な金額だというふうに思っています。

これは全労連の方で全国調査をしていますけれども、東京でも大阪でも福岡でも北海道でも大体1,600円近傍なんですね。

ですから、これは私達が理想を述べているのではなくて、全国どこにいても同じような生活をするには、これだけの最低賃金が必要だということで、科学的なデータとして調べています。

ただ、実際に今896円ですけれども、これは私達の使用する理論生計費に比べ60%程度にしか過ぎません。

でもまあよく言われるのが「それでも生活しているじゃないか」という人もいらっしゃるのです。これは何かを犠牲にして、何かを我慢しているから成り立っているわけで、本来であれば、「もっと旅行に行きたい」とか「友達と映画行きたい」「食事に行きたい」これを我慢しているから成り立っているだけの話だと思っています。

また、今回の中央最低審議会の目安小委員会、資料の中この「賞」とあるのは賞状の「賞」ではなくて、小さいの「小」ですね。この提出した資料の中で、最低賃金が引き上げられたことによって、売り上げの伸びに影響を与えているということも示されています。決して最賃引き上げがネガティブな影響に直結するというふうには出ておらず、むしろ経営に好影響を与えるのではないかという資料が出されています。

また今年6月の内閣府政策統括官によって発表されておりますけれども、この中でも「中小企業は最低賃金の引き上げによって手元資金が不足しないよう直接的に助成金を支給するほか、大きな負担となっている社会保険料の減免を行うことが必要である」というような注釈がありますけれども、その中でやはり必要なのは「企業経営が赤字であっても毎月納入しなければならないのが社会保険料であり、賃金引上げに伴い、さらに企業負担も増える」ということでこれを事業負担の3割を国が負担することを提案するというので、こういったことをやって中小企業がきちんと賃上げをできるようにしてほしいというようなことも発表されています。

私ども全労連は、賃上げをするにあたって中小企業を一番支えることができるのは、やはり支出を抑えるところ、消費税をできれば無くす、当面5%するというところが、実質的ないい影響が出てくるというふうに捉えています。

消費税は赤字になっても払わなければならないものですから、やはり賃金を上げたいと思ってもなかなか体力がなくなるというところがありますので、やはり中小企業が賃金を上げる体

力を作るために「消費税をなくす」若しくは「下げる」ということが必要だと思っています。

また、さらにこの沖縄県では県民の反対する辺野古新基地建設等がありますけれども、そういったところに今お金をかけるべきではなくて、大企業の内部留保が500兆円を超しているといわれていますけれども、この大企業の内部留保にやはりきちんと税金を掛けていく、応能負担ですね。体力のあるところからきちんと税金を納めてもらう、いっぱいお金のところから税金を納めてもらう、こういった考え方が必要だというふうに思っています。

昨年は大体5%くらいの最低賃金の引き上げになっています。しかし、これは元々最低賃金で生活できていれば、5%上がると、これを消費に向けたりすることができると思います。今現在は私達の言う理論生計費に追いついていない状況で、5%上がったと言ってもこれは生活実感として本当に「賃上げされた」「最低賃金が上がった」とは捉えにくいというのが実情だと思います。

岸田首相は2030年代半ばまでには時給を1,500円以上にするとおっしゃっていますけれども、私達労働者が必要なのは今現在、今日、明日をどう生きるか、子供たちにどうしたら貧困と格差を断ち切るか、こういったところから今すぐ1,500円以上の時給が必要だと思っています。

この今日出された資料の中にも消費支出が5.6%下がったというようなデータもありました。これは実質賃金下がっていく中で何かを我慢しなければいけない表れだと思うんですね。今まで通りの生活をしていてはなかなか生活が成り立たない。そういう中で消費のところをどこか抑える。で、この中に教育費のところは4%5%くらい下がっていましたが、やはりこれでは・・・。教育というのは子供だけではないかもしれません。大人の教育・習い事もあるかもしれません。しかしこの子供の教育費を抑えるということでは沖縄はいつまで経っても格差はなくなれないと思います。やはり子供のためにできるだけのことをしてあげたい。これは親が思うことだと思います。ですから子供にも影響がないように、そしてそのためには、大人の賃金が保障されることが沖縄の貧困と格差をなくすことに直結します。ぜひ時給1,500円を実現していただくように議論をよろしくお願いいたします。以上です。

上江洲部会長代理

ありがとうございました。

穴井さん、もう少しお待ちください。

今ご意見をいただいたので、これに関してもしかすると委員から質問が出るかもしれませんので、もう少しだけお付き合いください。

委員の方から穴井さんの意見陳述に関してご質問、あるいは確認をしておきたいことなど何かございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(質問等なし)

上江洲部会長代理

よろしいですか。

(質問等なし)

上江洲部会長代理

大丈夫そうですね。

すみません。お引止めしましたけれども。どうもありがとうございました。ご意見はしっかり承りましたので審議の中で参考にさせていただきたいと思います。

(穴井参考人は傍聴席へ戻る)

上江洲部会長代理

それでは、続きまして、使用者側推薦それから労働者側推薦のお二方からお願いしたいと思います。

労使推薦の参考人聴取に関しまして、参加調整していただき、ご本人及び推薦団体等の意思確認を行ったところ、労側の意見聴取のみを公開OKということでした。使側推薦の聴取に関しましては、非公開という希望もございますので今回は労側の意見聴取のみを公開とさせていただきます。使側意見聴取につきましては運営規程第7条第1項但し書きによりまして非公開としたいと思います。

この点につきましてはよろしいでしょうか。

(意見、異議なし)

上江洲部会長代理

それでは労側のみ公開いたしますので、先に労側の方から参考人聴取を行いたいと思います。労働者側推薦の「公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会」事務局長代理の平良有輝さんをお願いしたいと思います。

(事務局が平良氏を参考人席に誘導し着席)

上江洲部会長代理

どうもお待たせいたしました。本日は、お忙しい中、ご足労いただきありがとうございます。まず、この最低賃金審議会の専門部会なんですけれども、沖縄県の地方最低賃金審議会の専門部会の委員は、今、「コの字型」に座っているメンバーとなっております。正面の方が公益委員でありまして3名の構成となっておりますが本日は1名欠席となっております。平良さんの方から向かって左手の方に労働者側委員が3名着席しております。右手の方が使用者側委員3名でございます。計9人で構成をする委員会となっております。

本日は部会長が欠席しておりますので、私、部会長代理の上江洲が進行を務めております。

本日は労働者側を代表して参考人の意見聴取ということで、お越しいただきました。

予めご提出いただきました「意見聴取事項」については、149ページの資料3として委員の方々にも配付しておりますので、この提出いただいた資料に基づきましてご意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

最初に、平良さんの方から、この記載した内容等について、ご説明をいただいて、その後に、委員の方から質問していただくという時間を取りたいと思います。それでは、よろしくお願ひいたします。

平良参考人

はい、改めまして、お疲れ様でございます。

私、自己紹介させていただきます。

公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会の事務局長代理をしております平良と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

まず始めになんですが、意見要望をお伝えする前に私どもの事業の説明、法人概要を説明させていただければと思います。お手元の資料でございます。

私どもの法人、沖縄県内の勤労者の福祉を増進し、併せて勤労者の福祉の向上を目指す団体の自主的な福祉活動の育成を図り、勤労者の社会的、経済的地位の向上に寄与するとともに、勤労意欲のある者に対する就労の支援及び生活困窮者の支援などを行うことにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした事業を行っております。

また、労働者の視点に立ちつつ、行政や経営者団体、NPO団体などと、そして市民団体等とも連携をとれる「立ち位置」で、色々な機関をつなぐ、「かすがい役」として、それぞれの立場を超え、連携、協働して、格差と貧困のない地域社会を創ることも、我々、労福協の社会的役割であると考えています。

その中の事業としまして、(2)事業内容になってございます。自主事業と受託事業がございます。

先ほどの就労支援また生活困窮者の支援というところでは受託事業が主な内容となっております。

(ア)から(キ)までございますが、先ほどお伝えした就労困難者や生活困窮者の支援というところでは、沖縄県や市町村などから受託を受けて、その支援を行っているところでございます。

法人の概要としては以上になりますが、この中で、支援の現場の中から、実際困窮している世界、社会の現状を少しでもお伝えできたらと思っています。

次のページになっております。

「2 最低賃金制度及び近年の最低賃金の引き上げ状況等に関する意見、要望等」の「(1)「働く仲間のゆめ・みらい基金」から見える県内就業者の生活状況等について」というところでございます。

この「働く仲間のゆめ・みらい基金」というもの、お手元のこの緑のパンフレットになりま

す。こちら、目的としましては、「働く仲間のゆめ・みらい基金」は働く仲間の力を結集し子どもの貧困やその根本的な問題である親の貧困の解決・改善に向けた自立支援・「働く」に繋がる支援に取り組むことを目的に創設され、当協会が事務局を担っております。

これまでの取組としては、就労継続のため衣食住が必要な方、それ以前の生活基盤を整えるための給付や、家庭の経済状況により資格受験費用を工面できない学生への費用の給付、子どもの制服代や教科書代が支払えず困っている世帯への給付を行っており、自助努力でも公的支援でも立ちいかない状況の世帯に共助として基金からの給付をさせていただいております。

2016年の10月から、この「働く仲間のゆめ・みらい基金」開始しております、8年半を2024年3月で迎えております。それまでに延べ1,055名、1,202件、6,773万47円の給付を行ってまいりました。これはすべて皆様の寄付の基で成り立っているものでございます。

そして2023年度の実績に関しましては、244名、258件、1,534万2,286円の給付・食料等の各種支援も含んでおります。前年度、2022年度からは件数も金額も上がっているというところでございます。

その2023年度の支援の特徴としましては、「職業高校・資格試験」が前年比より166%と増加傾向となっております。主に高校の、工業・農業ですが、受験資格の費用が大きく値上がりしてしまったという背景と考えております。また「世帯形態」では、「ふたり親」が、145件、前年度の81件から179%増加しており、新型コロナウイルスの影響は少なくなってきたものの、関連支援の終了によって生活への余波はまだ続いている、また物価高の影響も推察され、生活の立て直しや自立の見込みが厳しい困窮世帯への現状がこの「ゆめ・みらい基金」の申請からも見えております。

そして、この「(2)支援を通して見えた貧困の状況」としましては、基金を活用している世帯の割合、「ふたり親」世帯からの申請の割合が59.4%となっており、「ひとり親」の世帯が34%となっておりますが、その割合より多くなってきたというところでございます。2016年度の開始から初めて「ふたり親」世帯からの申請が増えたというところでございます。

その要因としまして、両親共働きでも十分に生活できる所得がない生活困窮の要因のひとつとして世帯収入の低さが挙げられます。両親ともフルタイムで働いても日々の生活を補うだけで精一杯の世帯、家族の病気・けが・障害など健康面での課題、子育て・介護でフルタイム勤務が厳しい状況でぎりぎりの生活をしている、また、沖縄県の子供非貧困者層は、貧困線周辺の所得の世帯の層が相対的に厚いということと、非貧困者層であっても、経済的に厳しい世帯が多いという特徴がございます。

また、非貧困層、貧困層を含めた、子育て世帯では、収入額の少なさという課題だけではなく、非正規労働者の割合が高いことから、収入の安定に欠ける場合が多く、さらに貯蓄ができない現状も見えております。

詳細につきましてはパンフレットの4ページ以降に事例であったり、実際に給付を受けた方からのメッセージ・アンケート等も載っております。また食料支援の取り組みとか、最近では生理の貧困というところでは、なかなか用品が買えないご家庭がございます。例えばシングル

ファザーの場合、娘さんがお父さんに相談できない現状であったりとか、そういったような世帯もございます。またお時間のある時にお読み取りいただければと思います。

その点で(3)「貧困の連鎖」に移りますが、困窮世帯では経済状況の厳しさから子ども達が様々な可能性と選択肢が制約されることによって社会的孤立が生まれてしまいます。

経済的に厳しい生徒は、楽しいはずの部活動への参加率が低く、その理由として「部費や部活動に費用がかかる」としています。また、経済的に厳しい生徒は、授業がわからないと、ややつまずきを感じている割合が高く、特に小学校から中学校へ進学する時期に経済的につまずきが起りやすいことも把握されています。困窮世帯では保護者が経済的に塾に通わせられないなど学習の機会でも差が出るという調査結果もあります。

このように不十分な衣食住、低い自己肯定感など、子どもの生活と成長に様々な影響を与え次世代に引き継がれます。部活動の費用等が捻出されず子どもに諦めさせざるを得ない親や家庭の経済状況で、多くを諦めざるを得ない環境で育った子ども達は「どうせだめだろう」だとか「どうせできないだろう」といった諦めることを覚えてしまう、これを「無力感学習」と言うのですが、そちらを覚えてしまって、自己肯定感が育たないまま成長して大人になってしまいます。それはその後のこの子の社会生活にも影響を与え、例えば、自信をなくして、就労に就くことが難しく貧困の連鎖となっていくというところでございます。

例えば、修学旅行ひとつもそうなんです、記載はないのですが、「事例」としてです。修学旅行、仲間たち、友達は何行くのですが、自分だけ行けないという状況になり、そこに「孤立」が生まれてしまう。その経験がないことで、戻ってきてからも「孤立」にしてしまい、友達とも話すことがなくなってしまう、という事例がございました。

そういった、貧しいだけではなく、「孤立」と合わさって初めて社会的貧困というものが生まれるのかな、とこの基金を通してすごく感じているところでございます。

やはりそういった夢を諦めないとか未来を諦めないような仕組みというところでは、先ほどの経済状況というところではすごく大きいのかなと思っております。

最後になりますが、「4 最低賃金について」というところでは、今後の沖縄県の発展を考えた時に、貧困の連鎖を断ち切ることが必要不可欠だと考えております。子どもの貧困の背景には、保護者の低賃金、非正規労働の多さ、長時間労働などの沖縄県の雇用・労働環境の課題が挙げられます。最低賃金についてはフルタイムで働けば生活ができる賃金水準が必要だと感じております。

その環境は、子ども達のその後の将来に大きく関わっており、低所得者層の方々の多くが、自分自身が育った家庭も生活が苦しかった方の割合が高く、子どもの健康面、教育にも悪影響を与え、その後の生涯賃金にも差が出ると言われております。もちろん最低賃金の引き上げのみだけでは貧困から抜け出すことは困難であり、行政による支援が必要としている人には届いていない、または不十分という課題もあります。人材育成を含めた就労支援だけではなく、児童手当の増額といった経済的な支援といった複数の公的支援の組み合わせや、企業に対しての様々な助成金制度も必要であると感じております。

今回、低所得者の方々の現状を知っていただき、子育てや貧困を個人や家庭だけの責任とせ

ず、地域や社会全体で課題を解決する仕組みが欠かせないと考えております。

また、企業の経営の安定を図りながら、共にパートナーシップの下、連携・協働体制で最低賃金の引き上げに繋がることを切に願っております。

足早でございますが、以上、意見・要望とさせていただきます。

上江洲部会長代理

どうもありがとうございました。

それでは、平良さんのご意見に対して、労側、使側の委員で何かご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

(石川委員挙手)

上江洲部会長代理

はい、石川委員。

石川委員

平良さん、意見陳述ありがとうございました。

もし、わかれば、でいいのですが、質問させてください。

こちらの冊子の3ページのところに「一人でも多くの方へ必要とする支援をお届けするため、支援を拡充しました」という記載があって、単年度予算の引き上げ額が2020年度から2023年度まで段階的に額が引き上げられて、こちらの要因について、「申請が多くなっている」「支援をしている方が年々増えているから」なのか、ということと、1件あたりの申請金額の引き上げも、色々物価上昇等々支援の際にもお金がかかるから金額も上げてきているといったと、そういった事情がわかればご説明お願いしたいと思います。

平良参考人

はい、ありがとうございます。

単年度予算の引き上げに関しましては、やはり年々申請件数も増えているということと、1件あたりの単価が上がってきているということとでございます。おっしゃっているとおりでございます。やはり物価高騰の部分が大きいかなというふうに思います。なかなか可処分所得がないというところでは、こちらの一人あたりの金額、件数が、学校であったり生活であったり様々な複合的なもので関わってきている、ひとつだけではないということですね。というところで申請が上がってきております。そして今回「ふたり親」も多かったということと含めて生活費もそれだけかかってしまっているというところが大きく見えてきたところかなと思っております。以上でございます。

石川委員

ありがとうございます。

上江洲部会長代理

はい、他にございますか。

よろしいでしょうか。

他になければ、平良さんからの聴取はこれで終了したいと思います。よろしいでしょうか。

本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。ご意見に関しては、審議会の中で参考にさせていただきます。

本日はありがとうございました。

(平良参考人退席)

上江洲部会長代理

それではここからは非公開という形になります。

傍聴人の方には、しばらく退室をお願いしたいと思います。

なお、傍聴人におかれましては公開の時にまたお呼びいたしますので、それまでどうぞ待機の方よろしくをお願いいたします。

(事務局、傍聴人退室を案内)

これより公開

上江洲部会長代理

それでは、次の議題3の「令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果」について、事務局より説明をお願いします。

崎原賃金室長

はい、基礎調査の結果につきましては、先ほど行われました本審の中で資料も同じ内容のものを入れておきまして、専門部会の今回の資料には地域最賃のみを抜粋して入れており、5ページ以降の資料となります。説明の方は先ほど本審の方で行いましたので、申し訳ございません、ここでは省略とさせていただきます。

上江洲部会長代理

はい、よろしいでしょうか。先ほど本審の中で説明いただいた内容と同じ内容ということで、資料は地賃の部分を抜粋して入れているということですが、全体としては本審の資料も参考にさせていただければと思います。

それでは、今回目安の答申もありました。今日までの議論を参考にしながら、今後、最低賃

金額の決定について具体的に議論していきたいと思います。
この点に関しましても事務局から何かありますか。

崎原賃金室長

はい、スケジュールの確認になりますけれども、8月2日の金曜日が第4回目の専門部会となっております。その際には労使それぞれから改定額の提示をいただきたいと思っております。非常に厳しいスケジュールで申し訳ありませんが、提出を明日としたいのですが、どうしても間に合わない場合は当日持参ということも可能ではありますのでよろしくお願いいたします。

田端委員

できれば明後日の午前中にしてほしいなど。

崎原賃金室長

当日ですね。

石川委員

午前中で。

田端委員

午前中の時間指定でもよいです。10時とか11時とか。

崎原賃金室長

では11時でよろしくお願いいたします。

上江洲部会長代理

では、かなりタイトなスケジュールですけれども、明後日の11時という形になりました。よろしいでしょうか。ではよろしくお願いいたします。

それでは今スケジュール、説明がございました。

これで議事自体はすべて終了なのですけれども、閉じる前に何か確認しておきたいなどございますか？

(特に無し)

上江洲部会長代理

大丈夫でしょうか。

崎原賃金室長

はい、事務局から1点だけ。

上江洲部会長代理

はい、どうぞ。

崎原賃金室長

先ほどの本審の中で石川委員の方から指摘のありました資料の那覇市の消費者物価指数の方、6月分がありますという話があり、確認したところ、確かにありましたので、次回の資料として提供したいと思います。以上です。

上江洲部会長代理

はい、ありがとうございます。

それでは次回、第4回専門部会は、8月2日金曜日の15時から行いたいと思います。第4回では労使側それぞれから最低賃金額の提示及び調整も行いたいと思いますのでよろしく願いします。

長時間となりましたけれども、本日の第3回専門部会の方はこれで閉会としたいと思います。今日一日大変お疲れ様でした。